

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - ▼ 最大積載量5トン以上
 - ▼ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - ▼ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間以上】
 - ▼ 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - ▼ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - ▼ 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただしブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育 ～陸災防事業のご案内～

テールゲートリフター特別教育（義務化）の概要

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が令和5年3月28日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができません。
- 受講対象者
テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターSTOPパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者も含む。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間以上

陸災防福島県支部が実施するテールゲートリフター特別教育

陸災防福島県支部では、テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うための知識及び技能が確実に身に付けられるよう、安全衛生特別教育規程に基づく教育講習を以下のとおり実施します。ぜひご受講ください。

- 特別教育のうち、学科教育(4時間)を実施いたします。(科目の省略は行いません。)
本教育講習修了者には、「学科教育受講証明証」を交付いたします。
- 実技教育(2時間以上)は、所属事業場にて実施願います。
各事業場において日常使用している機種で行えるよう、実技教育の実施方法のポイントをまとめた補助教材(DVD)を頒布(有料)いたします。(申し込みは陸災防本部HPをご覧ください。)
- 開催日時 決まり次第、陸災防福島県支部ホームページでお知らせいたします。
- 開催場所 決まり次第、陸災防福島県支部ホームページでお知らせいたします。
- 受講料 会 員 8,800円(テキスト代、消費税込)
非会員 11,000円(テキスト代、消費税込)
- 申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(略称:陸災防) 福島県支部
TEL:024-558-9011 FAX:024-559-1161

※ 講習に関する詳細は「陸災防福島県支部」ホームページにてご案内いたします。



<https://www.f-rikusai.org/>

陸災防 福島県支部

検索